

【キャンパスペイブリペイド利用規則】

第1条(目的)

本規則は、生活協同組合(以下、「生協」という)が発行する IC カードを利用した決済システム「キャンパスペイブリペイド」(以下、「CPブリペイド」という)に関する事項を定めたものである。

第2条(定義)

キャンパスペイカード(以下「CPカード」という)とは、非接触型 IC チップを搭載した IC カードをいう。

2 本規則および細則における「会員」とは、CP カードを持つ組合員をいう。

3 CP ペイブリペイドとは CP カードを使って行う前払い式の決済およびポイントシステム、クレジットカード支払の入金、利用履歴照会システムを含めていう。

第3条(CPカードの発行)

組合員は所定の手続きをもって、生協に CP カードの発行を申し込むことができる。

2 生協は前項に基づき、組合員に CP カードを貸与する。

第4条(CPブリペイドの利用)

会員は、CPカードにお金をチャージすることで生協利用代金の決済をすることができる。

2 決済可能な利用商品・サービスは店頭に掲示することで会員へ通知する。

3 CPカードは、会員本人以外の使用を禁ずる。

4 CPブリペイドの利用にあたって、会員は本利用規則および別途定める利用細則を遵守しなければならない。

5 会員は、生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、本条第1項にいう決済をすることができない。

第5条(不正使用等の禁止)

会員は、CPカードに内蔵されている半導体集積回路(ICチップ)の偽造、変造、改ざんその他の不正な方法による使用を禁ずる。

第6条(CPカードの紛失・盗難)

会員が CP カードを紛失し、または盗難に遭った場合は、速やかに生協に連絡の上、所定の手続をしなければならない。

2 会員は、CP カードを紛失し、または盗難にあった当該 CP カードを発見したとき生協に届け出なければならない。当該 CP カードは、生協が認めたとき再利用できる場合がある。

3 CP カードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた「ポイントの不正使用」「ブリペイド残高の不正使用」等の一切の損害については、会員がこれを負担するものとする。

第7条(CPカードの再発行)

会員は、忘失・盗難、汚損、その他 CP カードの再発行を必要とする場合には、再発行申請書を生協に提出し承認を得るものとする。

2 会員は、CP カードの再発行を受ける場合、1,500 円(消費税込)の手料を負担するものとする。

第8条(内容の確認)

会員は、CP カードの発行または再発行を受けた場合は、直ちにその記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとする。

第9条(CPカードの返納)

会員は生協を脱退する等の事由により組合員でなくなると同時に、CP カードを生協に返納することとする。この場合において返納すべき CP カードが無い場合は、再発行手数料として1,000 円(消費税込)を負担するものとする。

第10条(個人情報)

生協は、別途定める個人情報保護方針に従い、申込あるいは CP ブリペイドを利用することによって生協が入手した会員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとする。

2 生協は、IC ブリペイドおよび関連するシステム運用に必要な業務を生活協同組合連合会大学生協東海事業連合(以下「事業連合」という)に委託する。

3 会員は前項の業務委託に関わり、生協加入申込書、CPブリペイド利用登録申込書、及び各種届出書に関わる個人情報および CP カードの紛失、盗難及び利用資格喪失に関する事実が生協から事業連合へ通知されることに同意する。

第11条(届出事項の変更)

会員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うこととする。

2 会員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担することとする。

第12条(CPブリペイドの利用停止)

生協は、会員が次の何れかに該当した場合、当該会員の CP ブリペイド利用を停止させることができる。

一. 申し込み時に虚偽の申告をした場合

二. 本規則のいずれかに違反した場合

三. CP カードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合

四. IC チップに記載された内容を改ざんした場合

五. その他、会員の CP ブリペイドの利用状況が適当でないと生協が判断した場合

第13条(免責)

会員は、本規則を遵守し、本規則の違反により生じる一切の損害を負担する。

第14条(通知)

会員への通知は、生協店舗における掲示並びに生協WEBページへの掲載をもって行う。

第15条(準拠法・合意管轄裁判所)

本規則に関する準拠法は、全て日本法が適用され、会員は本規則に規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかに関わらず、生協の所在する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とする。

第16条(改廃)

本規則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知する。

2 本規約が改定され、その改定が会員に通知されたあとに、会員が CP ブリペイドを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。

第17条(施行)

本規則は2012年3月1日から施行する。

本規則の一部を改正し、2016年8月18日から施行する。

【キャンパスペイブリペイド利用細則】

第1条(目的)

本細則は、キャンパスペイブリペイド(以下、「CPブリペイド」という)利用規則にもとづき、生活協同組合(以下、「生協」という)が提供する CP ブリペイドの利用に関する事項を定めたものである。

第2条(CPブリペイド利用の限度額・手数料等)

生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、ブリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを会員に通知する。

2 会員の CP ブリペイド利用手数料は無料とする。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

第3条(CPブリペイドが利用できない場合)

会員は、次の場合 CP ブリペイドの利用ができないことをあらかじめ承諾する。

1 CP カードの紛失・汚損、指定店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合

2 指定店舗が CP カードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

第4条(CPカードの忘失・汚損等)

次の場合、会員は生協に再発行を届け出るものとする。

一. CP カードの汚損により、ブリペイド金額の読み取りができなくなった場合

二. CP カードの記載内容変更の場合

三. 会員が CP カードを忘失または盗難にあった場合。

2 前項の場合において、当該 CP カードにブリペイド未使用残額がある場合、生協は届出日の翌営業日における当該 CP カードの未使用残額をシステムで確認し残額として確定する。その残額を再発行された CP カードに記録する。なお、ここでいう届出日は平日の午前10時から午後5時までをいう。

3 前二項の規定に関わらず、本条第一項にいう事由が、会員等の故意又は過失による CP カード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はブリペイド未使用残額の補償はしない。

第5条(返金の禁止)

ブリペイド未使用残額は返金しない。

第6条(プレミアムの実施)

生協は CP カードに入金を行うときに、金額の上乗せ(以下、「プレミアム」という)を実施することができる。

2 プレミアムを実施する率、期間等の内容については会員に生協店舗の掲示等で案内する。

第7条(ポイントの実施)

生協は会員に、CP ブリペイド利用金額に応じて特典(以下、「ポイント」といいます。)を付与することができる。

2 前項の他、生協において所定の条件・方法により算定されたポイントを別途付与する場合がある。

3 ポイント対象店舗、商品やポイント率は店頭に掲示し会員に通知する。

4 ポイント対象店舗、商品やポイント率は会員に予告無く変更する場合がある。

5 付与されたポイントは CP カードの IC チップ内に蓄積されます。

6 停電や故障によるシステムの停止、IC チップの破損等によりポイントが付与されない場合がある。その場合においても大学生協はその損害を補償しない。

第8条(ポイントの利用)

前条により蓄積されたポイントは生協所定の基準で CP ブリペイドへ入金する。

第9条(ポイントの失効)

以下の場合において生協はポイント残額について一切責任を負わない。

一. CP カードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合

二. カードの紛失、盗難、破損の場合

三. 組合員資格喪失により CP カードを返納する場合

四. 前条における所定の基準以下のポイント数

第10条(ポイントの譲渡禁止)

会員は理由の如何を問わず、ポイントを他人に譲渡・担保提

供、又は相続することはできない。

第11条(ポイントシステムの終了・中止・変更)

生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、ポイントシステムを終了、中止し、又は内容を変更することができる。

2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負わない。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なくポイントシステムの運営を一時停止、中止する場合がある。

一. コンピュータシステムの保守点検

二. システムの切り替えによる設備更新

三. 天災、災害による装置の故障

四. その他予期しない障害の発生

第12条(利用履歴の提供)

生協は会員に、会員の CP ブリペイドによる利用履歴の一部を提供する場合がある。

2 利用履歴とは、利用商品、利用金額、カード入金額、カード残高等を指す。

3 利用商品とは店舗、食堂等において POS レジで清算された商品で、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指す。

4 利用履歴の提供は会員の申し込みにより電子媒体(ホームページ)を通じて提供する。

5 会員は、利用履歴の提供の申し込みにあたり、生協がその登録された保護者、利用者に電子メールによる案内を送付することを承諾したこととする。

6 生協は提供した利用履歴の不正などにより、会員に不利益が生じた場合もその損害を補償しない。

第13条(利用履歴提供の終了・中止・変更)

生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することができる。

2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負わない。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合がある。

一. コンピュータシステムの保守点検

二. システムの切り替えによる設備更新

三. 天災、災害による装置の故障

四. その他予期しない障害の発生

第14条(CPクレジットチャージの実施)

生協は指定する提携クレジットカード会社(以下、カード会社という)を利用して IC 組合員証にクレジット支払の入金(以下 CP クレジットチャージという)することを許容する。

2 CP クレジットチャージを希望する会員は CP クレジットチャージ利用とカード会社のクレジットカード会員(以下、カード会員という)の申込みを行うものとする。

第15条(CPクレジットチャージ利用の限度額・手数料等)

提携クレジットカードによる利用の限度額・手数料等を下記に定める

一. ブリペイド未使用残額が利用後に 3,000 円未満となった場合 CP クレジットチャージで 3,000 円を CP ブリペイドに加算する。

二. 1 日で利用でき CP クレジットチャージは 1 回 3,000 円を限度とする。

三. 1 ヶ月に利用できる CP クレジットチャージは 6 回、18,000 円を限度とする。

四. 申込時の CP クレジットチャージ利用期間は会員の卒業予定年の前年 9 月末日とする。ただし、進学等で大学に残る場合は利用継続手続きで延期することができる。

五. CP クレジットチャージ利用の支払いはクレジットカード会員規約に従い、支払回数は 1 回払いとする。

第16条(CPクレジットチャージが利用できない場合)

会員は、次の場合 CP クレジットチャージが利用できないことをあらかじめ承諾する。

1 CP カードの紛失・汚損、指定店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合

2 提携クレジットカードの紛失、解約、などにより利用停止カードとなった場合

3 利用日が CP クレジットチャージ申込時に設定した有効期間以外の場合

第17条(CPクレジットチャージの返金禁止)

CP クレジットチャージで登録された金額は返金しない。

第18条(仮カードの発行)

新しい CP カードが出来上がるまでの期間は、生協より(仮カード)を貸与することができる。

2 会員が貸与中に「仮カード」を紛失、盗難、汚損し、会員の責任で使えなくなった場合は生協に対し、既定の仮カード代金を支払うものとする。

3 仮カードの発行を受ける際には、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととする。

第19条(改廃)

本規則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知する。

第20条(施行)

本規則は2012年3月 CP ブリペイド運用開始日から施行する。

本規則の一部を改正し、2016年8月18日から施行する。